

# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

宛 長 市 長 宛 出

日 月 年 和 令

申 請 者	所在地	〒      -	特別徴収義務者 指 定 番 号		
	名 称		担当者連絡先	所属	
	代表者の氏名			氏名	
	法人番号又は個人番号			電話	

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び、市税条例第 32 条の 5 の 2, 5 の 3, 5 の 4, 5 の 5 の規定による特別徴収税額の納期の特例について下記のとおり申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額	年度 (      )      月分以降の特別徴収税額							
直近 6 か月間の給与の 支払を受ける者の人数等	月	給与の支払を受ける者の人数			月	給与の支払を受ける者の人数		
		常時雇用者	臨時雇用者	合 計		常時雇用者	臨時雇用者	合 計
	月	人	人	人	月	人	人	人
	月	人	人	人	月	人	人	人
月	人	人	人	月	人	人	人	
市税の滞納又は最近における納付若しくは納入の遅延の事実がある場合においてはその理由								
納期の特例について申請日前 1 か年以内に承認を取消されたことがある場合はその年月日								

## 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例制度について

### 【特別徴収税額の納期の特例とは】

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、徴収した市民税・県民税・森林環境税を翌月の10日までに納入する義務がありますが、この特例の承認を受けると毎月の納入にかえて下記の区分ごとに年2回の納入とすることができます。

①この特例を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者です。

\*「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時的に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いて判断します。

②①に該当する特別徴収義務者がこの特例の承認を受けようとする場合には、申請書に必要事項を記入して提出してください。

③この特例の承認を受けた場合には、次の期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額は、それぞれの期間分をまとめて納入することができます。

区 分	納 入 期 限	備 考
6月から11月までの期間に徴収した特別徴収税額	12月10日	11月分の納入書で納めてください
12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額	翌年6月10日	5月分の納入書で納めてください

\*納入期限が土・日曜日又は祝日の場合、金融機関の翌営業日が期限となります。

④この特例の承認を受けた後に、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」により市長に届け出なければなりません。

◎注意 市税の滞納があると、この特例を承認しない場合があります。

また、承認後に市税の滞納が確認されると、特例の承認を取り消す場合がありますので特にご注意ください。